

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 16 日（火）午前 8 時 54 分～午前 9 時 16 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                    副市長                    教育長                    企画財政部長  
    総務部長                    市民生活部長            福祉保健部長            環境部長  
    都市建設部長            議会事務局長            教育部長
- 幹 事 政策室長
- 4 欠席者 子ども家庭部長
- 5 会議結果

市 長            これより庁議を開催します。審議事項 1 「令和 6 年狛江市議会第 1 回臨時会及び令和 6 年狛江市議会第 1 回定例会提出予定議案について」の説明をお願いします。

部 長            第 1 回臨時会の提出予定議案は、1 「令和 5 年度狛江市一般会計補正予算（第 6 号）」の 1 件を予定しています。

第 1 回定例会の提出予定議案の 1 「令和 5 年度狛江市一般会計補正予算（第 7 号）」及び 2 「令和 5 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」は、令和 5 年度最後の補正予算案です。3 「令和 6 年度狛江市一般会計予算」、4 「令和 6 年度狛江市国民健康保険特別会計予算」、5 「令和 6 年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算」、6 「令和 6 年度狛江市介護保険特別会計予算」、7 「令和 6 年度狛江市駐車場事業特別会計予算」及び 8 「令和 6 年度狛江市下水道事業会計予算」は、令和 6 年度の一般会計及び特別会計の当初予算案です。9 「狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」は、保険証の廃止に伴い関係事務を追加する所要の改正です。10 「組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例」は、4 月に予定しているこども家庭センター設置に伴う所要の改正です。11 「狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」は、市民活動支援センター移転に伴い条例を廃止するとともに、同条例を引用している狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例について所要の改正です。12 「狛江市一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の任期付職員の初任給等の整理に伴う所要の改正です。13 「狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」及び 14 「狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、会計年度任用職員に対する

勤勉手当の新設に伴う所要の改正です。15「狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職の任期付職員の給料の基準の追加等に伴う所要の改正です。16「狛江市手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う所要の改正です。17「狛江市福祉基本条例の一部を改正する条例及び狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例」は、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画の策定に伴う所要の改正です。18「狛江市介護保険条例の一部を改正する条例」は、第9期計画策定に伴う所要の改正です。19「狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、狛江市国民健康保険財政健全化計画に基づき実施する保険税率引上げに伴う所要の改正です。20「狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」は、所得制限の規定を撤廃することに伴う所要の改正です。21「狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに伴う所要の改正です。22「狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」は、岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の都市計画決定に伴う地区整備計画区域を追加する所要の改正です。23「狛江市道路管理条例の一部を改正する条例」は、道路法施行令の一部改正に伴う所要の改正です。24「狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、令和6年度の給食費無償化に関する所要の改正です。25「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」は、保険料率改定に伴い特別対策を継続することに伴う変更です。26「狛江市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」及び27「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、それぞれ任期満了に伴い、新たに議会の意見を求めるものです。

追加提出予定議案1「狛江市税条例の一部を改正する条例」、2「狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例」及び7「狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴う所要の改正です。毎年、改正時期が年度末となるため、間に合わない場合は専決処分を行います。3「狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例の一部を改正する条例」、4「狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例の一部を改正する条例」、5「狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」及び6「狛江市指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例」は、指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う所要の改正です。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「調布都市計画地区計画 岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画の決定（案）について」の説明をお願いします。

部長 資料1 ページ目を御覧ください。調布都市計画道路3・4・16号線岩戸北区間の道路事業に併せて、令和2年度より、地区計画の導入や用途地域の変更について検討を進めてきました。本地区では、段階的に都市計画を定めることとし、今回は1段階目として、右上図に示す赤色の区域について地区整備計画を定めます。地区整備計画の内容としては、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限、土地の利用に関する事項となります。今後は2段階目の決定に向け、ワークショップ等を重ねて検討を深め、令和6年度以降に地区整備計画を拡大する予定です。地区計画の内容については、資料2 ページ目、都市計画図書（案）のとおりです。

都市計画手続きの経緯についてです。令和5年8月24日から9月7日まで原案の公告・縦覧を行いました。窓口の縦覧は1人でしたが、市ホームページ上でも原案を公開していたため、多くはそちらで確認いただいたものと思われる。併せて8月25日及び27日には、原案説明会を開催し、各日1回の開催で、参加者は合計28人でした。また、8月24日から9月14日にかけて、原案に関する意見の募集を行ったところ、3件の意見提出がありました。意見の内容としては、地区計画の目標において主観的な表現を使うべきでないという意見や、一の橋通りの拡幅に反対するという意見、区画道路は1段階目で定めるべきでないという意見、壁面の位置の制限を定めるべきではないという意見等をいただきました。これらの意見を踏まえ、都市計画の案を作成し、都市計画法第19条に基づく東京都協議を行ったところ、11月7日付けで「都として意見はない」旨の回答を受理しました。その後、11月22日から12月6日にかけて、案の公告・縦覧及び案への意見募集を行いました。窓口の縦覧は1人あり、意見提出は1件ありました。意見の内容としては、壁面の位置の制限に反対するという意見をいただきました。これら意見を踏まえ、都市計画の案を精査し、12月26日に開催された都市計画審議会において諮問したところ、「原案どおり了承」する旨の答申を受理しました。

次に、当日答申と併せて委員から発言のあった意見についての要旨です。1つ目の意見は、道路事業のために地区計画を早く定めることよりも、今後地区内の住宅が建て替わる30～40年後のまちを考え、地域の意見をもっと聞いて進めていってほしい、という意見でした。こちらの意見について、岩戸北区間の沿道では、道路事業に協力いただいた方が、建替え後に既存不適格

となることのないよう、まず第1段階目で早期に制限を定める必要があると考えます。第2段階に向けて、ワークショップ等を通して地域住民の方々と意見交換をしながら進めていきます。2つ目の意見は、地区整備計画の「建築物等に関する事項」のうち、「建築物の敷地面積の最低限度」の文言は、市の意図しない解釈をされる余地がある。市民や業者、民間検査機関に誤解のないよう、パンフレット等で主旨や考え方をきちんと伝える工夫をしてほしい、というものです。こちらの意見については、パンフレットやホームページ等によって市の考え方がきちんと伝わるよう工夫を行います。3つ目の意見として、調布都市計画道路3・4・16号線の整備によって発生する残地は、様々な活用のパターンが考えられる。将来的な街並みのイメージを持って進めることが重要である、という意見でした。こちらの意見については、残地の取扱いに関する基準と整合させながら、引き続き良いまちを目指して取り組んでいきます。今後の予定としては、1月24日に決定告示を行い、狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正については、第1回定例会へ上程する予定です。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江市用途地域等に関する指定方針及び指定基準の変更（案）について」の説明をお願いします。

部長 10月10日庁議で報告した狛江市用途地域等に関する指定方針及び指定基準の変更（案）について、各課への意見照会と東京都協議を経て、12月26日開催の第3回狛江市都市計画審議会へ諮問し、「原案どおり了承」との答申をいただきました。資料2ページ目が主な変更点ですが、以前の庁議において報告したのから内容に変更はありません。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。次に、報告事項1「令和6年度保育園入園及び学童クラブ入所(入会)申込受付状況について」を報告してください。

部長 令和6年4月1日における認可保育園等及び学童クラブの入園・入所(入会)申込受付状況についてです。まず保育園の申込人数は、令和5年度から22人減少し598人となっており、定員485人に対して113人の超過となっています。学童クラブの定員については、令和5年度の990人に対し駄倉小学生クラブの閉所に伴い30人減となるため定員960人となっています。なお、減少分に関しては、同じ狛江第一小学校区の松原学童保育所及び寺前小学生クラブにおいて、弾力化を強化し、受け入れを行っていく予定です。申込人数は1,213人となっており、全学童クラブの定員960人に対して253人の超過となっています。保育園、学童クラブともに資料における申込人数については、表の下部に記載のとおり、第一希望の申込人数を集計したもので

す。現在、4月1日入所にかかる利用調整を行っており、1月22日に一次選考結果を通知する予定です。

市 長            その他ありますか。

部 長            こまえ初春まつりの実施結果についてです。1月14日に開催された「第9回こまえ初春まつり」は、約13,000人の来場がありました。令和6年の初春まつりでは、自衛隊、消防署、小田急電鉄の出展ブース、FC東京のふわふわドームを出展したほか、ぽかぽか広場から多摩川緑地公園グランドまで14台のキッチンカーが出店し、河川敷での出初式、どんど焼きと合わせて大いに盛り上がりました。運営・周知等に協力いただいた各関係部署の皆様、ありがとうございました。

部 長            出初式についてです。1月8日夜の強風により着替え用テントが損壊する等のアクシデントもありましたが、当日は天気も良く、無事にパレードから表彰、演技まで円滑に進めることができました。併せて多くの観覧の中、一斉放水やポンプ車操法等消防団の活動や技能を御覧いただいたことで、消防団の認知度や魅力の向上にもつながったものと考えます。

市 長            他にありますか。

部 長            令和6年能登半島地震災害義援金についてです。能登半島で起きた地震災害に対する狛江市職員からの義援金を募ります。取りまとめは、共済会で行います。義援金については、受付を行っている石川県に送金予定です。現在のところ、全国市長会や東京都市長会で取りまとめを行うといった情報はありません。募集に関する事務連絡は庁議後に発出します。多くの職員の皆様からの積極的な協力をお願いします。

市 長            他にありますか。

部 長            震災時の職員参集に係るメールの試験送信についてです。狛江市では、震度5弱以上の地震が発生する可能性がある場合、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急情報が発出されますが、この際、正規職員の登録されているメールアドレスに対して、J-ALERTの内容が自動でメール送信されるようになっています。市では、基本的に震度5弱が発生したときに特別職、全部長職、全課長職、安心安全課職員、震度5強ではこれに加え全係長、全主任職、震度6弱以上で全職員が参集するように定めています。今回の試験送信は、令和5年度に実施した震災時の職員参集に関する意識調査の結果や、元日に発生した能登半島地震を踏まえ、改めて勤務時間外に発災した際に受信できるかの確認及び職員への連絡方法の周知徹底を図ることを目的として、現在登録されているメールアドレスに対して実施するものです。実施日時は1月30日午前11時30分、送信の対象は正規職員とします。各所属長は、所属職員のメール受信状況を確認し、総務部安心安全課まで連絡してく

ださい。庁議後に改めて安心安全課より事務連絡を発出します。

市 長 正規職員のメールアドレスの登録率はどれくらいですか。

部 長 登録率は100%ですが、機器の更新等でメールが受信できない場合等が想定されますので、今一度確認を行い受信できなかった職員は改めて登録をしていただきます。

市 長 他にありますか。

部 長 令和6年度の総合水防訓練及び総合防災訓練の日程についてです。総合水防訓練は6月16日、総合防災訓練は10月27日に実施します。訓練の場所や内容、参加職員等は改めてお知らせします。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、1月23日午前9時00分から開催します。